

○デジタル採点システム導入・運用及び保守業務に関する一般競争入札公告

デジタル採点システム導入・運用及び保守業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年岐阜県規則第120号）第4条の規定により公告する。

令和5年6月5日

岐阜県知事 古 田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称及び数量

デジタル採点システム導入・運用及び保守業務 一式

(2) 調達する役務の仕様その他詳細

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は契約を解除することができる。

(4) 納入場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが運用する情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）の認証取得事業者又は情報セキュリティマネジメント規格（ISO/IEC 27001）及びクラウドサービスの情報セキュリティ（ISO/IEC27017）の認証取得事業者であること。なお、事業部単位で認定を受けている場合は、当該事業部が本業務の実施体制に参画することができること。

(5) 63校以上の公立高等学校がある自治体に、デジタル採点システムを導入し、1年以上運用した実績があること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県教育委員会事務局高校教育課高校教科教育係

電 話 058-272-8841
F A X 058-278-2822
E-メール c17786@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年6月5日（月）から令和5年6月16日（金）までの毎日（県の機関の
休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、上記3の(1)まで電子メールで交付希望
の旨を申し出ること。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、3の(3)のイの提出期限までに別に定める入札参加資格確認
申請書（添付書類を含む。）を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けな
ければならない。

イ 提出期限 令和5年6月19日（月）午後4時（必着）

期限までに入札参加資格確認申請書（添付書類を含む。）を提出しない者又は入
札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和5年6月28日（水）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年7月3日（月）午前10時

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成1
4年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しく
は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定
する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、令和5年6
月30日（金）午後5時までに3の(1)に必着のこと。）

イ 場 所 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県庁17階 会議室1701

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札をする場
合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載
金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする
ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ
るかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に
記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114

条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。ただし、入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 電信による入札は、認めない。

(4) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(7) 落札者が、岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないときがある。また、落札者が、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(8) 詳細は、入札説明書による。